

平成30年白老町議会議案説明会会議録

平成30年12月10日（月曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時40分

○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○出席議員（14名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	本間弘樹君
生活環境課長	本間力君
町民課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	池田誠君
建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君

生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
町立病院事務長	野宮淳史君
消防長	越前寿君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（山本浩平君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算5件、条例の一部改正3件、指定管理者の指定4件、工事請負契約3件、諮問2件、合わせて17件であります。

順次議案の説明をいただきます。

日程第1、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。

第1条において、今回の補正額6億1,001万7,000円の追加、総額を119億5,464万3,000円とする補正でございます。第2条におきまして、繰越明許費を計上いたします。第3条におきましては、債務負担行為の補正を行います。

次のページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」1歳入、次のページの2歳出につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして4ページ。「第2表 繰越明許費」でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名橋梁長寿命化事業、金額4億168万6,000円でございます。本件は、橋梁長寿命化事業のうち末広東町通り跨線橋、自由通路の整備事業についてであります。本事業は町発注工事のほか一部の鉄道施設内工事を北海道旅客鉄道株式会社JR北海道へ受託工事として進めているところでありますが、受託事業者側の工事施工上の現場不具合や北海道胆振東部大震災などによる工事資機材の大幅な調達遅延により、工程に大きなずれが生じ次年度に繰越しせざるを得ない状況であることから、予算額5億6,290万円のうち自由通路南側昇降棟工事やJR北海道への負担金の一部などで4億168万6,000円を次年度に繰越しするものでございます。

続きまして、「第3表 債務負担行為補正」であります。今回は4本の追加でございます。公共施設の指定管理者の指定につきましては、こののち議案第9号から12号まで4施設についてご説明いたしますが、記載の当該施設の指定管理の期間を、それぞれ平成31年度から平成35年度までの5カ年更新するための補正で、限度額は各年度予算に定める額とするものでございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の説明にはいらさせていただきます。歳出から説明いたします。12ページ、13ページをお開き願います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、（1）議員報酬等17万8,000円の増額補正でございます。このうち議案第6号から8号の平

成30年度の人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正の説明の中で、勧告内容についてはご説明いたしますが、議案第8号で提案する議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当0.05カ月分の引き上げを行うことから不足分を補正するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、(1)庁舎管理経費86万9,000円の増額補正でございます。燃料費は灯油の価格高騰に伴い実績見込みによる不足分を計上するものであります。財源は一般財源となります。(2)番号制度導入事業479万6,000円の増額補正でございます。マイナンバーカードや住民票などの証明書類に旧姓を印字するための住民情報システムの改修であります。昨年度に実施した一部システム改修や既存システムへの影響調査等を踏まえ、今年度はプログラムの適用や総合テスト等を実施するための委託料を計上するものであります。財源は国庫支出金が限度額の391万円を充当し88万6,000円は一般財源となります。(3)光ケーブル支障移転事業1,193万4,000円の増額補正でございます。国道36号線の拡幅工事により支障となる社台地区の光ケーブルについて、前回実施した箇所以外の区間で移転に要する経費を計上するものであります。なお、財源につきましては現在室蘭開発建設部と移転補償を求める交渉を行っているところでありますが、額の確定には至っていないことから、今補正予算は一般財源で計上するものであります。次に7目財産管理費、(1)財産管理事務経費27万4,000円の増額補正でございます。今般末広町2丁目の町有分譲地1区画を売却するにあたり、建設予定の住居の玄関前にある植樹升を撤去しなければならないことから撤去費用を計上するものであります。財源は一般財源であります。土地売払い収入を見込んでおります。次のページです。8目車両管理費、(1)共用車等管理経費33万円の増額補正であります。燃料費はガソリン及び軽油の価格高騰に伴う不足分の計上であります。財源は一般財源であります。16目町営防犯灯管理費、(1)町営防犯灯維持管理費56万1,000円の増額補正であります。光熱水費は電気料の実績見込みによる不足分を計上するもので、財源は一般財源であります。4項選挙費、2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、(1)北海道知事及び北海道議会議員選挙経費497万7,000円の計上であります。来年4月執行予定の北海道知事及び北海道議会議員選挙に係る選挙事務経費を計上するもので、財源は全額北海道委託金を充当いたします。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、(1)後期高齢者医療制度運営経費553万3,000円の減額補正であります。平成29年度療養給付費負担金の清算による減であります。財源は一般財源の減となります。(2)後期高齢者医療事業特別会計繰出金165万4,000円の減額補正であります。広域連合に対する保険料軽減分の負担金については、平成30年4月1日現在の被保険者数による軽減対象が確定したことにより76万円の減、広域連合に対する運営費、運営分の負担につきましては当初決定及び平成29年度市町村事務費負担金の清算により合わせて89万4,000円の減額となります。財源は道支出金が57万円の減、一般財源は108万4,000円の減となります。3目身体障害者福祉費、(1)障害者自立支援給付経費1,803万5,000円の増額補正であります。今年度の給付費の事業実績見込みにより、12節の手数料、20節の更生医療扶助費及び障害者介給付費などにおいて利用者や一人当たりの費

用の増による影響で不足が見込まれることから、不足分について補正するものであります。財源は、国費が900万5,000円、道費が450万2,000円、一般財源が452万8,000円を充当いたします。6目総合保健福祉センター管理運営経費、(1)総合保健福祉センター管理運営経費520万3,000円の増額補正であります。需要費の消耗品費49万7,000円はコピー用紙及びインクマスターの使用増と一般消耗品の増加によるものであります。燃料費及び光熱水費合わせて368万7,000円は単価上昇による不足分であります。修繕料90万円は、3台ある給水ポンプの不良による交換で28万9,000円、非常用放送のバッテリー2個の交換で18万4,000円、浴槽の温度調整制御機器の不漁による修理費が18万2,000円、その他今後の修繕見込みとして24万5,000円を計上するものであります。備品購入費11万9,000円は、3世代交流センターで使用するマイクの不良により取り換えするものであります。財源は一般財源となります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、(1)子育てふれあいセンター管理運営経費16万円の増額補正であります。ファミリーサポートセンターの利用件数が、当初見込みより2倍以上増加していることから不足分を増額するものであります。財源は一般財源であります。2目児童措置費、(1)児童手当給付費1万2,000円の増額補正であります。平成29年度の児童手当交付金等の清算により還付が発生したことからこれを計上するもので、財源は一般財源であります。4目児童福祉施設費、(1)町立保育園運営経費148万9,000円の増額補正であります。障がい児受け入れに伴い臨時保育士1名を加配したことで135万9,000円、その他担任として配置したことによる賃金加算分などで13万円を増加するものであります。財源は一般財源であります。なお、障がい児保育のための加配1名については、当初短期との判断により当初予算内で対応できるものと見込んでおりましたが、結果として11月分の配置となる見込みとなり、この時期での補正になったことお詫び申し上げます。(2)認定こども園防犯対策整備事業82万円の増額補正であります。白老小鳩保育園において国の防犯対策整備強化事業を活用して、カメラを設置するための経費を補助金として計上するものであります。防犯カメラ設置に係る経費は109万4,000円となりますが、うち国が2分の1、町が4分の1、残り4分の1が事業者となっていることから、財源は国庫支出金が54万7,000円、一般財源27万3,000円となります。6目児童館費、(1)児童館管理運営経費10万7,000円の増額補正であります。修繕料であります。萩野児童館消防用設備保守点検により誘導灯2灯及び自動火災報知機設備に不良カ所があったことから、誘導灯及びバッテリー交換のための経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

続きまして、4款環境衛生費、1項保健衛生費、1目地域保健費、(1)未熟児養育医療給付事業経費5万9,000円の増額補正であります。平成29年度の未熟児養育医療費等国庫負担金の清算により還付が発生したことからこれを計上するもので、財源は一般財源でございます。2項環境衛生費、1目環境衛生諸費、(1)有害昆虫・鳥獣駆除対策経費15万円の増額補正であります。スズメバチの大量発生による駆除業務やヒグマ出没情報による出動回数が増加したことより不足分を計上するものであります。財源は一般財源であります。(2)愛がん動物管理対策経費5万2,000円の増額補正であります。死亡鳥獣回収処理業務委託は当初予算で年10回分を計上しておりますが、10月末ですでに19件の回収があり、今後

の見込みとして12件分を増額するものであります。財源は一般財源であります。3目火葬場費、(1)白老葬苑管理経費23万7,000円の増額補正であります。白老葬苑控室のFFストーブ及び玄関前ホールのストーブが老朽化により故障し、耐用年数を大幅に経過しているため修理部品も供給されないことから2台のストーブを新規購入するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。3項清掃費、2目塵芥処理費、(1)バイオマス燃料化施設管理運営経費1億8,543万7,000円の増額補正であります。会計検査院の指摘により平成26年度から休止している一部の施設について不当と判断され、建設時に交付された国庫補助金相当額8,550万3,673円を返還しなければならないとないこと、さらに本施設を今年度末をもって停止するため会計検査院指摘以外の施設に係る補助金についても任意に返還することとし、合わせて1億8,543万6,582円の国庫支出金等返還金を計上するものであります。財源は一般財源であります。全額財政調整基金を繰り入れして対応するものであります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目企業誘致費、(1)企業立地助成金1,381万4,000円の増額補正であります。白老町企業立地等促進条例に基づき平成30年度より、新たに助成金の対象となる固定資産税相当額の事業場施設設備助成及び雇用助成に係る経費を増額補正するものであります。内訳といたしましては、ライラックフーズ株式会社の工場増設に伴い設置助成が20万8,200円、雇用助成が一人当たり30万円で150万円、次に、ナチュラルファクトリー北海道の工場新設に伴い親会社の株式会社希松に対し、設置助成が52万4,300円、雇用助成が390万円、株式会社ナチュラルサイエンスに対し設置助成が768万7,000円となります。財源は一般財源であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費887万6,000円の増額補正であります。委託料の舗装道路維持補修及び道路維持補修並びに重機借り上げ料について、今後の見込み額を考慮し不足分を計上するもので、財源は一般財源であります。3目橋梁維持費、(1)橋梁長寿命化事業、予算額はゼロであります。末広東町通り跨線橋自由通路の整備事業において、JR北海道との協議により既設人道橋の撤去について前倒しで実施計画を作成する必要があることから委託料として476万円を計上するとともに同額原材料費を減額するものであります。4目交通安全施設整備費、(1)交通安全施設維持補修経費22万1,000円の増額補正であります。維持補修委託料及び重機借り上げ料について不足分を増額するもので財源は一般財源であります。

続きまして、3項河川費、1目河川総務費、(1)河川施設維持補修経費83万9,000円の増額補正であります。維持補修委託料及び重機借り上げ料について不足分を増額するもので、財源は一般財源であります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、(1)消防本部運営経費172万円の減額補正であります。臨時職員に対する共済費及び賃金の減額であります。当初予算において月の勤務数を最大11回の2名分で積算しておりますが、今後の実績見合いにより減額するものであります。一般財源の減額となります。(2)消防活動経費15万円の増額補正であります。燃料費はガソリン及び軽油の価格高騰に伴う不足分の計上であります。財源は一般財源でござ

います。(3) 救急活動経費40万円の増額補正であります。燃料費はガソリンの価格高騰に伴う不足分の計上であります。財源は一般財源でございます。(4) 常備消防施設維持管理経費140万円の増額補正であります。燃料費は重油及び灯油の価格高騰による不足分、光熱水費は実績見込みによる電気料及び水道料の不足分の計上であります。財源は一般財源であります。(5) 消防用資機材整備・更新事業104万5,000円の増額補正であります。本事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用する事業であります。このたび活動用備品を前倒しにて購入することとし、移動持ち運び可能な発電機付き投光器1台47万円と、道路工事現場等に設置されているLEDバルーン投光器一式57万5,000円を計上するものであります。財源は交付金65万8,000円を充当し一般財源38万7,000円となります。(6) 消防署西部出張所玄関改修事業201万7,000円の計上であります。消防署西部出張所玄関改修工事ですが、玄関外側のアルミ製ドアの片方が老朽化により開閉不能となり、現在応急措置により固定させておりますが床下芯地部の腐食のため外れる恐れがあり危険なこと、また、ドアの枠自体も変形して風が吹きもむ状態であることから全面的に改修するための工事費を計上するものであります。財源は一般財源であります。2目非常備消防費、(1) 消防団資機材整備事業260万円の増額補正であります。本事業も特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業であります。当初予算300万円に対し入札差金20万円を減額いたします。さらに交付金の増額分の活用により、来年度予定の消防団資機材整備事業を前倒しで実施することとし、照明器具やエンジンカッターなどの資機材整備に要する経費280万円を計上するものであります。財源は交付金220万円を充当し一般財源は40万円となります。3目消防施設費、(1) 消防水利維持保全経費354万4,000円の増額補正であります。消火栓移設工事35万1,000円は字北吉原柏洋団地内に新築する住宅敷地内の玄関付近にある消火栓を移設するための経費であります。財源は一般財源です。続いて、防火水槽撤去工事319万3,000円は国道36号線の拡幅に伴い字社台駅前通りと国道36号交差点の海側に設置されている防火水槽が支障となっております。拡幅工事の前倒しに伴い今年度中の撤去を求められていることから撤去費用を計上するものであります。財源は現在室蘭開発建設部と撤去費用の一部を保証していただくことで協議を進めておりますが、額の確定は来年度になるとのことから一般財源により実施するものであります。なお、撤去した防火水槽については、新年度において社台地区町有地に新設する予定でございます。4目災害対策費、(1) 防災センター管理経費59万3,000円の増額補正であります。燃料費は重油の価格高騰による不足分、光熱水費は実績見込みによる電気料及び水道料の不足分の計上であります。財源は一般財源であります。

続きます。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、(1) 中学校施設整備事業5万4,000円の減額補正であります。白翔中学校の救助袋の改修費について、改修内容により適正な科目として備品購入費に変更するとともに、白老中学校バックネット改修事業が、入札による差金5万4,000円を減額するものであります。財源については特定防衛施設周辺整備調整交付金事業全体の財源調整のため、交付金15万円を減額し、一般財源は9万6,000円の増となります。5項社会教育費、2目公民館費、(1) 公民館管理運営経費102万7,000円の増額補正であります。燃料費は灯油及び重油の価格高騰に伴う不足分の計上で、財源は一

般財源でございます。3目図書館費、(1)図書館運営経費12万9,000円の増額補正であります。燃料費は灯油の価格高騰に伴う不足分の計上で、財源は一般財源であります。(2)移動図書館活動経費4万2,000円の増額補正であります。燃料費は軽油の価格高騰に伴う不足分の計上で、財源は一般財源です。5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1)資料館運営経費16万7,000円の増額補正でございます。燃料費が灯油の価格高騰による不足分、光熱水費は実績見込みによる電気料の不足分の計上で、財源は一般財源となります。6目高齢者学習センター費、(1)高齢者学習センター管理運営経費22万9,000円の増額補正であります。燃料費は灯油の価格高騰による不足分の計上で、財源は一般財源であります。6項保健体育費、2目体育施設費、(1)体育施設指定管理経費169万9,000円の増額補正であります。燃料費の価格高騰により町民温水プールの指定管理委託料に不足が生じていることから、不足分を計上するものであります。財源は一般財源となります。(2)桜ヶ丘運動公園野球場スコアボード改修事業16万1,000円の減額補正であります。入札差金の減額であります。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金10万円、一般財源6万1,000円を減ずるものであります。7項給食施設費、1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター事務経費227万1,000円の減額補正であります。当初予算で臨時栄養士1名を配置する経費を計上しておりましたが、本年8月20日付で正職員として栄養士を採用したことから、共済費及び賃金ともに不用額を減額するものであります。(2)しらおい食育防災センター運営経費165万6,000円の増額補正であります。燃料費は重油等の価格高騰に伴う不足分の計上で、財源は一般財源となります。(3)学校給食食材経費21万7,000円の増額補正であります。北海道胆振東部地震により2日間、町内全校臨時休校としたことにより、給食用食材を廃棄処分としたことから、今後の食材購入に要する費用を確保するため計上するものであります。財源は一般財源であります。

12款公債費、1項公債費、1目元金、(1)長期債元償還費3億1,166万3,000円の増額補正であります。ウタリ住宅新築資金等貸付金について745万6,000円の1件の繰上償還があったことから、貸付金の財源として借り入れた起債分の償還残高460万9,000円。次にバイオマス燃料化施設の休止に伴い、交付金の全額返還に合わせ起債の残高についても繰上償還するため3億705万4,000円を計上するものであります。なお、バイオマス燃料化施設に係る実質の繰上償還額は3億197万562円ありますが、繰上償還額のうち室蘭信用金庫から当時の借入金には、他の事業に係る借入金も含めて1つの起債として借り入れしていることから、バイオマス燃料化施設事業以外の借入金に係る借入残高508万3,185円についても合わせて繰上償還することとしております。財源は町債管理基金から1億8,500万円を繰り入れし、残り1億2,205万4,000円は一般財源となりますが財政調整基金繰入金により対応いたします。次に、3目公債諸費、(1)公債費償還諸費1,140万2,000円の増額補正であります。バイオマス燃料化施設に係る起債の償還に伴い北海道財務局からの借り入れに係る償還額に対し、定時に償還した場合の利子相当額を保証金として納付することとなっていることから、この経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。財政調整基金繰入金による対応をいたします。

13款給与費、1項給与費、1目給与費、(1)職員等人件費702万2,000円の増額補正であります。1つ目として議員報酬等の増額補正でご説明したとおり、平成30年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正により一般職については給料を平均0.2%引き上げるとともに、勤勉手当0.05月分を引き上げること。また、特別職については期末手当0.05月分を引き上げることから、これに必要な給料及び職員手当等を増額するものであります。財源は一般財源となります。2つ目として財源振替であります。ウタリ住宅新築資金等貸付金償還額745万6,000円のうち町起債元金償還費に充当した残りの284万7,000円を職員等人件費に振り替えるものであります。

14款諸支出金、1項諸支出金、1目基金管理費、(1)各種基金積立金1,497万8,000円の増額補正であります。農業振興基金積立金500万円でございますが、株式会社敷島ファーム様より農業振興資金として指定寄付があり、これを積み立てるものであります。次の文化振興基金積立金2万円はミュージックオフィス宮澤の代表宮澤和史様より文化振興資金として指定寄付があり、これを積み立てるものであります。次に、ふるさとGENNKI応援寄付金基金積立金995万8,000円は、ふるさと納税の8月から10月までの3カ月分の指定寄付金1,910万5,500円のうちのおおむね2分の1、995万8,000円を積み立てるものであります。ふるさと納税は11月末現在で2億587万5,000円、前年同期との比較で206万円の増となっております。

以上で歳出の説明を終了し、歳入の一般財源について説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。中段の17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、(1)土地売却収入、町有地売却収入1,749万4,000円の計上であります。本町1丁目14番1他4筆、面積、1,941.98平方メートル、1,534万1,642円での売却。それと、末広町2丁目622番1051の町有分譲地、面積325.42平方メートル、金額322万1,658円の合計額から9月補正(第7号)でございますが、ここで分筆測量に要する経費の財源を計上しております。これが106万9,200円、これを差し引いた1,749万4,000円をこのたび計上するものであります。次のページになります。19款繰入金でございます。1項繰入金、12目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金3億1,889万3,000円は、バイオマス燃料化施設の停止に伴う国庫支出金等返還金1億8,543万7,000円及び、起債繰上償還金の一部として1億3,345万6,000円を基金から取り崩して一般財源とするものであります。また、町債管理基金繰入金1億8,500万円は起債繰上償還財源とするものであります。なお、これにより財政調整基金残高見込み額は6億6,300万円。内ポロト関連分が2,000万円となります。また、町債管理基金残高見込みは1,000万円となるものでございます。次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金4,121万7,000円が歳出総額に対する歳入の不足分として計上するものであります。これにより繰越金の留保額は3,115万3,000円となるものでございます。

以上で一般会計補正予算第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま、議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質問を許します。特に聞いておく必要がある方はどう

ぞ。

質疑ございませんか。

私のほうから1点、単純なことなのですが25ページ、河川施設維持補修経費補修委託料なのですが、この河川の特定する場所の説明がなかったので、どの辺の場所を指していますか。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 白老川の町道の橋がかかっている部分で白老橋のあたりです。

○議長（山本浩平君） わかりました。

ほか、何か特に聞いておく必要のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議の2—1をお開きください。議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ51万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,343万4,000円とする補正でございます。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書でございますが、歳出から説明させていただきますので6ページをお開きください。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、（1）国保運営経費51万円の増額補正であります。こちらにつきましては、制度改正によるシステム改修に伴う国民健康保険団体連合会への負担金の支払いのためとなっております。具体的に申し上げますと、1つが国保の広域化に伴いまして、国への事業報告、月報というものがございまして、そちらのシステム改修でございます。もう一つは本年8月診療分から医療費の請求、レセプトに対して重度ひとり親、乳幼児の医療助成の情報を載せることになったことに伴うシステム改修でございます。これら2つのシステム改修につきましては、財源は北海道の交付金が充てられることになっておりますので一般財源はございません。

次に4ページをお開きください。歳入でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出でご説明したとおり北海道の交付金がそれぞれ充てられることになっておりますので、詳しい説明は省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

次に、日程第3、議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議の3-1をお開きください。議案第3号 平成30年度白補正につきましては、歳入歳出それぞれ165万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億635万1,000円とする補正でございます。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。歳出、2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金は、(1)北海道広域連合負担金165万4,000円の減額となっております。内容につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が平成30年度後期高齢者医療保険料の軽減額の確定による精算で76万円の減額となっております。

次に、後期高齢者医療事務費負担金、平成30年度分が9万5,000円の減額、平成29年度分の精算分が79万9,000円の減額で、合計89万4,000円の減額となっております。財源につきましては一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては先ほどの歳出で説明させていただきましたが、一般会計からの繰入金を事務費分で89万4,000円減額、保険基盤安定分で76万円減額、合わせて165万4,000円の減額をするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

次に、日程第4、議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 議4-1をお開きください。議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正におきましては、歳入歳出それぞれ353万2,000円追加し、総額を歳入歳出のそれぞれ15億689万7,000円とするものでございます。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書でございますが、歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。1款公共下水道事業費、1項下水道整備費、1目下水道施設費、(1)管渠整備費(特定環境保全公共下水道)353万2,000円の増額補正でございます。国道36号社台地区拡幅事業に伴い国が当該路線を4車線化にするため、町で管理する公共柵が支障となることから移設するための実施設計委託料を計上するものでございます。なお、移設工事につきましては、平成31年度事業として実施する予定でございます。

続いて歳入でございます。4ページをお開きください。6款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入353万2,000円の増額補正でございます。歳出でご説明いたしました公共柵移設に伴う委託費用を国から全額移転補償金として計上してございます。以上で説明を終了させていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終了いたします。

日程第5、議案第5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)の議案について説明をお願いいたします。

藤澤港湾室長。

○経済振興課港湾室長(藤澤文一君) 議5-1をお開き願います。議案第5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出の増減はありませんが、支出科目を組み替えるものがあります。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次のページ、歳入歳出事項別明細書の歳出をご説明申し上げます。1款港湾機能施設運営費、1項港湾機能施設運営費、1目港湾機能施設運営費でございます。22節補償、補填及び賠償金の賠償金3,000円の増につきましては、消費税の申告の際に税務署から、本来課税対象となるべき船舶給水施設使用料が課税されていなかった指摘を受け、修正申告を行った結果過年度分で延滞金が発生したものであります。27節公課費、その他公課費の3,000円の減につきましては、先ほど説明いたしました賠償金と予算を組み替えたものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終了いたします。

次に、日程第6、議案第6号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議6-1、議案第6号であります。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

最初に議案説明であります。議6-14をお開きください。議案説明、職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、平成30年8月10日、人事院は官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行いました。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、平成31年1月期で所要の調整を行うため本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を説明資料でご説明いたします。議6-28の次のページをお開きください。議案第6号から第8号の説明資料でございます。職員の給与に関する条例等の一部改正の概要でございます。平成30年の人事院勧告のポイントでございますけれども、月例給、ボーナスとともに引き上げということでございまして、1項目め、民間給与との格差（0.16%）を埋めるため、平均0.02%給料表の水準を引き上げるものでございます。2項目め、ボーナスを0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分するものでございます。3項目め、宿日直手当を、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定するもので、こちらは規則改正によるものであります。以上の給与に関する勧告によりまして、1つ目として、給料表の改正を行うものでありますけれども、①行政職給料表、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、職員採用の初任給について1,500円引き上げ。若年層についても1,000円程度の改定を行います。そのほかは400円の引き上げを基本に改定するものであります。再任用職員についても400円の引き上げとなっております。平均の改定率は0.2%となります。②そのほかの給料表、医療職給料表（二）と（三）についても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。また、一般職の任期付職員のうち高度な専門知識を持つ特定任期付職員の給料表を改定するものでございます。なお、この特定任期付き職員については現在のところ該当する職員はおりません。2つ目、職員の期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改定であります。①年間の支給月数を4.40月分から4.45月分に0.05月分引き上げるものでございます。②引き上げ分は勤勉手当に配分する改定を行います。③本年度分の0.05月分は、12月期の勤勉手当に配分します。平成31年度は、6月期と12月期の勤勉手当に配分することになります。また、期末手当についても平成31年度から6月期と12月期が均等になるよう配分することとなります。④再任用職員の勤勉手当についても0.05月分の引き上げとなります。支給方法等は一般

職の職員と同様の取り扱いとなります。⑤一般職の特定任期付職員については、期末手当で0.05月分を引き上げる改定を行うこととなります。これらの支給月数の改定については表のとおりとなります。3つ目、特別職の期末手当でありますけれども、①の町長、副町長、教育長の特別職並びに、②の議員の皆様方の期末手当についても、職員の支給割合に準拠して0.05月分を引き上げる改定を行うこととしています。支給方法等は職員と同様となります。特別職と議員の皆様方の条例改定については、議案第7号、第8号で提案をしているところでございます。4つ目の実施時期についてであります。①給料表の改定でありますけれども、平成30年4月1日にさかのぼって適用いたします。②期末・勤勉手当の改定ですが、平成30年度の12月支給分の勤勉手当について、0.05月分を引き上げるものであり、これもさかのぼって適用いたします。平成31年度分の改定は平成31年4月1日から適用となります。③差額の支給ですが、給料表の改定、期末・勤勉手当の改定分の遡及適用による差額分は平成31年1月の給与支給日に合わせて支給するものであります。これらの施行日、適用日についてはこの一部改訂条例の附則の第1項及び第3項に条文を分けて整備してございます。附則の朗読については省略をさせていただきます。5つ目の改定による影響見込みですけれども、職員は全会計で給料207万7,000円、期末・勤勉手当525万4,000円、その他・共済費等123万6,000円で合計856万7,000円。理事者については期末手当16万3,000円、共済費1万4,000円、議員については期末手当17万8,000円と試算してございます。このたび補正予算案において、一般会計職員分と理事者並びに議員の所要の額を提案しております。以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第7、議案第7号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1、議案第7号であります。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議7-3をお聞きください。議案説明、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、平成30年8月10日人事院は、官民

給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものゝ期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、平成30年度の期末手当は、0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成31年度以降の期末手当は、6月及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.225月分に改定するものであります。

先ほど議案第6号の説明資料でご説明したとおりであります。新旧対照表についてご説明をします。改正後の欄をごらんください。期末手当ての100分の222.5は平成31年度の6月、12月分の支給月数として改正するものであります。平成30年の12月の支給月数は附則第2項に規定しておりまして、議7―1に戻ってください。

附則（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

2 平成30年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。と規定をしておりまして、「100分の232.5」を支給するということになります。

（期末手当の内払）

3 改正前の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。以上で議案の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終了いたします。

日程第8、議案第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8―1、議案第8号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。最初に議案説明であります。議8―3をお開きください。議案説明、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正について、平成30年8月10日人事院は、官民給与の格差を是正するため、国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行

いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、平成30年度の期末手当は、0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成31年度以降の期末手当は、6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.225月分に改定するものであります。先ほどの議案第7号でご説明しました内容と同様でございますので、新旧対照表、附則についての説明を省略させていただきます。以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

次に、日程第9、議案第9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 議9-1をお開きください。議案第9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についてご説明をいたします。本件につきましては平成31年3月末をもって契約期間が終了することから、しらおい経済センターの指定管理者を提案するものであります。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、しらおい経済センター、白老郡白老町大町2丁目3番4号でございます。2、指定管理者の名称及び所在地についてでございますが、白老町商工会会長熊谷威二、白老郡白老町大町2丁目3番4号白老町商工会館内でございます。3、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

次のページをお開きください。議案説明でございます。本件の指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である白老町商工会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているところであります。

なお、次のページに白老町商工会の概要を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についてご説明いたします。本件は、白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についてのご提案でございます。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、白老ふるさと2000年ポロトの森、白老郡白老町字白老国有林297、298及び299林班。2、指定管理者の名称及び所在地、一般社団法人白老観光協会会長福田茂穂、白老郡白老町東町2丁目1番1号。3、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

次に、議案説明であります。本件指定管理者の候補者の選定については白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である一般社団法人白老観光協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているところでございます。

次のページに一般社団法人白老観光協会の概要を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案10号の議案説明を終わります。

次に、日程第11、議案第11号 北吉原ふれあいプラザ指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議11-1をお開きください。議案第11号 北吉原ふれあいプラザ指定管理者の指定についての説明でございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、名称、北吉原ふれあいプラザ。所在地、白老郡白老町字北吉原200番地57。2、指定管理者の名称及び所在地でございますが、北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会委員長竹下和男。所在地、白老郡白老町字北吉原199番地359。3、指定の期間ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

続きまして、議11-2議案説明でございます。本件指定管理者の候補者の選定については、

白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に定める基準により審査したところでございますが、現指定管理者であります北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものでございます。なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承済みでございます。

続きまして、参考資料議11-3を添付させていただきますが、記載のとおり説明は省略させていただきます。以上で説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案11号の議案説明を終わります。

次に、日程第12、議案第12号 萩野公民館指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議12-1をお開きください。議案第12号 萩野公民館指定管理者の指定についてでございます。現在、萩野公民館は指定管理により管理運営しておりますが、管理期間が平成31年3月31日をもって終了することから、平成31年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うための議案でございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、萩野公民館。所在地、白老郡白老町字萩野74番地4。2、指定管理者の名称及び所在地、名称・代表者、萩野公民館管理運営委員会委員長玉井昭一。所在地、白老郡白老町字萩野74番地4。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

次のページをお開きください。議12-2議案説明でございます。萩野公民館の指定管理者として白老郡白老町字萩野74番地4、萩野公民館管理運営委員会指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である萩野公民館管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しております。

次のページ、議12-3に参考資料としまして指定管理者候補の萩野公民館管理運営委員会についての概要を掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明を省略

させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案12号の議案説明を終わります。

次に、日程第13、議案第13号 工事請負契約の締結について、（平成30年度施行 白老下水終末処理場M I C S施設建設工事（土木・建築工事）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第13号のご説明をさせていただきます。工事請負契約の締結であります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するものであります。1、契約の目的は平成30年度施行 白老下水終末処理場M I C S施設建設工事（土木・建築工事）になります。2、契約の方法は制限付き一般競争入札。3、契約の金額、3億9,420万円。4、契約の相手方川田建設・丸幸鈴木・鈴木建設特定建設工事共同企業。代表者、白老郡白老町字石山15番地株式会社川田建設、代表取締役川田泰正。構成員、白老郡白老町字社台53番地1、丸幸鈴木建設工業株式会社、代表取締役鈴木武幸。構成員、白老郡白老町東町2丁目3番11号、鈴木建設株式会社、代表取締役鈴木研生。5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除となっております。

次のページ議案説明でございます。1、工事場所については、白老町高砂町4丁目。2、完成期間は平成32年2月28日。3、工事概要、既存のし尿処理施設は、昭和44年に供用開始され、現在49年経過しており老朽化が著しい施設であります。本工事は、町民の公衆衛生、生活環境を確保する必要性から、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設へ投入して生活排水処理との一元化を図るため、白老下水終末処理場に受け入れするM I C S施設を建設するに当たり、土木・建築工事を2か年の全体承認設計工事として行うものでございます。（1）M I C S施設建設工事（土木工事）一式 （2）M I C S施設建設工事（建築工事）一式。施設は搬入車受入室・沈砂・受入槽・破砕ポンプ・汚泥混合調整槽からなり、地下2階・地上2階で延べ床面積698.53平方メートルの建築物であります。参考に図面を添付してございます。

続きまして入札の経過でございます。去る11月19日に白老町広告第21号による制限付一般競争入札の公告を行い、11月19日から11月26日正午まで、入札参加資格の申し込みを受け付けいたしました。川田建設・丸幸鈴木・鈴木建設、岩崎・道南総合・鈴木ホーム、この2つの特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、12月5日に入札を行ったところであります。落札者は川田建設・丸幸鈴木・鈴木建設特定建設工事共同企業体でございます。落札率で

ざいますが、予定価格 4 億 142 万 5,200 円に対し、落札額 3 億 9,420 万円でございます。落札率 98.20%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） なければ、私のほうから 1 点、先ほど私自身が不勉強のために、エム・アイ・シー・エス施設と呼んでしまいましたが、M I C S 施設の意味を教えてくださいと思います。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） M I C S 事業につきましては、汚水処理施設共同整備事業という名称で、本来でしたら下水終末処理場は国土交通省のみの補助事業ありますが、農林水産省及び環境省等のそれぞれの所管で実施している事業の施設のノウハウをもって行う補助制度ということで、M I C S という名前の制度の補助事業となっております。

○議長（山本浩平君） ほかに特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案13号の議案説明を終わります。

次に、日程第14、議案第14号 工事請負契約の締結について、（平成30年度施行 白老下水終末処理場M I C S 施設建設工事（機械設備）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第14号でございます。工事請負契約の締結についてでございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するものであります。議案第14号については、1、契約の目的は同じく白老下水終末処理場M I C S 施設建設工事（機械設備）の工事になります。2、契約の方法、制限付き一般競争入札。3、契約の金額は3億2,378万4,000円。4、契約の相手方、札幌市中央区北3条西3丁目1番地6。クボタ環境サービス株式会社北海道支店、支店長佐藤厚彦。5、契約保証金、3,237万8,400円となります。

次のページ議案説明でございます。1、工事場所、2、完成期限、3、工事概要につきましては、議案第13号と同様の説明になりますので、説明を省略させていただきますが、議案第14号に係る契約については、あくまでも機械設備工事ということになります。4 主要設備についても記載のとおりでございますので省略させていただきます。参考資料として図面を添付してございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る11月19日に白老町広告第19号による制限付一般競争入札の公告を行い、11月19日から11月26日正午まで、入札参加資格の申し込みを受け付けておりましたが、クボタ環境サービス株式会社北海道支店 1 社のみの申し込みとなりま

したので、12月5日に見積り合わせを行い決定したところであります。落札率でございますが、予定価格3億2,580万3,600円に対し落札額が3億2,378万4,000円でございます。落札率99.38%となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案14号の議案説明を終わります。

次に、日程第15、議案第15号 工事請負契約の締結について、（平成30年度施行 白老下水終末処理場M I C S施設建設工事（電気設備）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第15号でございます。工事請負契約の締結でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するものであります。1、契約の目的につきましては、先ほど同様白老下水終末処理場M I C S施設建設工事であります。このたびは電気設備工事になります。2、契約の方法、制限付き一般競争入札。3、契約の金額は1億2,960万円。4、契約の相手方、東芝・白電社特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市西区琴4条2丁目1番2号、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社、統括責任者佐川文彦。構成員、白老郡白老町高砂町1丁目1番55号、株式会社白電社、代表取締役谷島和治。5、契約保証金 白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除となっております。

議案説明です。1 工事場所、2 完成期限、3 工事概要については、議案第13号と同様でございますので説明を省略いたしますが、今回の建設工事については電気設備ということになります。4、主要設備についても記載のとおりでございますので省略させていただきます。参考資料として図面を添付してございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る11月19日に白老町広告第20号による制限付一般競争入札の公告を行い、11月19日から11月26日正午まで、入札参加資格の申し込みを受け付けいたしました。その結果、東芝・白電社特定建設工事共同企業体一つのみ申し込みとなりましたので、12月5日に見積り合わせを行い決定したところであります。落札率でございますが、予定価格1億3,546万4,400円に対し落札額が1億2,960万円、落札率95.67%となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第15号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案15号の議案説明を終わります。

日程第16及び第17、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、この議案は人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配布される議案であります。

よって本日の議案説明会においては、議案説明会ができないものであります。審議当日の説明になりますので、ご承知願います。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって、定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。これもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時40分）